

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 第 1 回広報・県民運動専門委員会 次第

令和 6 年 11 月 12 日 (火) 14:30～
奈良県コンベンションセンター 206 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 審議事項

- (1) 広報・県民運動専門委員会で主に審議等を行う事項 (案)
- (2) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会広報基本方針 (案)
- (3) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会広報基本計画 (案)
- (4) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会愛称・スローガンについて (案)
- (5) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会マスコットキャラクターについて (案)

5 その他

6 閉 会

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

第 1 回 広報・県民運動専門委員会

令和 6 年 1 1 月 1 2 日（火）

奈良県コンベンションセンター

2 階 2 0 6 会 議 室

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 奈良県準備委員会
第 1 回 広報・県民運動専門委員会 資料目次

《 審議事項 》

●付託事項

- (1) 広報・県民運動専門委員会で主に審議等を行う事項（案）
・・・P 2～3
- (2) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会広報基本方針（案）
・・・P 4～7
- (3) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会広報基本計画（案）
・・・P 8

●委任事項

- (1) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会愛称・スローガン
について（案）
・・・P 9～10
- (2) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会マスコット
キャラクターについて（案）
・・・P11～12

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会 広報・県民運動専門委員会 専門委員名簿

令和6年11月12日現在

(敬称略)

	分野	機関・団体名	役職	氏名	備考
1	学識経験者	公立大学法人 奈良県立大学	学長特別補佐／教授	岡井 崇之	委員長
2	メディア	奈良新聞社	編集部デスク	井上 直士	
3		奈良テレビ放送株式会社	報道制作局長	三宅 剛人	
4		NHK奈良放送局	コンテンツセンター長	緒方 英俊	
5	産業経済	奈良県商工会議所連合会	幹事	中村 吉代茂	
6		奈良県商工会連合会	事務局長	岡本 浩至	
7	観光	一般財団法人 奈良県ビジターズビューロー	事務局長	川西 直美	
8	スポーツ	公益財団法人奈良県スポーツ協会	事務局長	和田 俊廣	
9		奈良県障害者スポーツ協会	事務局長	水野 博夫	
10	県	広報広聴課	課長	山口 将司	
11		スポーツ振興課	地域創造部 次長 (スポーツ担当)	木村 茂和	副委員長
12		観光戦略課	課長	渡辺 翔太郎	

広報・県民運動専門委員会で主に審議等を行う事項(案)

1. 広報の基本的事項に関すること

- ・ 広報基本方針（2024 年：開催 7 年前）
- ・ 広報基本計画（2024 年：開催 7 年前）
- ・ 愛称・スローガンの制作（2024～2025 年：開催 7 ～ 6 年前）
- ・ マスコットキャラクターの制作（2024～2025 年：開催 7 ～ 6 年前）

2. 県民運動の基本的事項に関すること

- ・ 県民運動基本方針（2026 年：開催 5 年前）
- ・ 県民運動基本計画（2026 年：開催 5 年前）
- ・ アクションプログラムの策定（2027 年：開催 4 年前）
- ・ ボランティアの募集・養成（2027～2028 年：開催 4 ～ 3 年前）

3. その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること

※（ ）は審議予定期間

広報・県民運動専門委員会の主な審議スケジュール（案）

年 度		広報に関すること		県民運動に関すること	
2024年 令和 6 年	7年前	広報基本方針 広報基本計画			
2025年 令和 7 年	6年前	愛称・スローガン マスコットキャラクター			
2026年 令和 8 年	5年前	基本計画に基づき 広報活動を実施	開催内定イベント	県民運動基本方針	県民運動基本計画
2027年 令和 9 年	4年前			アクションプログラム	ボランティアの 募集・養成
2028年 令和10年	3年前		開催決定イベント		
2029年 令和11年	2年前				
2030年 令和12年	1年前		開催 1 年前イベント	基本計画に基づき 県民運動を実施	
2031年 令和13年 (開催年)		国スポ正式競技 リハーサル大会（プレ大会）			
		全スポ リハーサル大会（プレ大会）			
		第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会			

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
広報基本方針（案）

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の広報活動については、大会開催基本方針に基づき、大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、開催に向けた機運の醸成を図るため、次の方針により実施する。

【方針 1】

社会の変化に応じて新しい価値を生み出す奈良県の大会をアピールします。

【方針 2】

あらゆる人が「する」「観る」「支える」のあらゆる形で大会に参加できることを広く知らせます。

【方針 3】

スポーツの楽しさや喜びを共に分かち合い、大会の感動を共有する大会広報を重視します。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1. 基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会は、大会開催を契機として、競技スポーツや地域スポーツの推進を図るとともに、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組みます。

その中で、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、全ての県民がスポーツを通して夢や希望を得られるように、大会を一過性のイベントに終わらせず、大会開催を契機とした、さらなるスポーツの振興と環境の充実に取り組みます。

これらの取り組みを通じて、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「活き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指します。

また、世界に誇る多くの歴史文化遺産や四季の美しい自然をはじめとした多彩な魅力を、県民総出のおもてなしで、全国に向けて発信します。

このような取組を、大会の成功に向けて、全ての市町村及び競技団体、関係団体・機関の協力と創意工夫のもと、県内一丸となって進めていきます。

2. 実施目標

(1) スポーツを支える仕組みづくり

トップアスリートの指導者だけでなく、地域のスポーツ指導者やボランティアなど、スポーツを支える人たちが、スポーツの楽しさや喜びを伝え、選手を導けるように、教育分野やスポーツ医・科学等とも連携・協力し、スポーツを支える仕組みづくりに取り組みます。

(2) 県民に夢と感動を届ける競技スポーツの推進

県民が夢や感動を得ることができる大会になるよう、奈良県で活躍する選手を育成するとともに、子どもをはじめ多くの県民が、一流のスポーツに触れ、憧れ、自らも取り組むことができる競技施設を整備します。

(3) だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進

障害の有無や年齢などにかかわらず、だれもがいつでも運動・スポーツに親しめる身近な環境を整備するとともに、スポーツの楽しさや喜びを広め、県民の生涯を通じた幅広いスポーツ活動に繋げていきます。

(4) 奈良県の魅力を全国に発信

自然や文化など地域の魅力がスポーツと繋がり、さらに新たな魅力を創出できるよう、県、市町村等が連携・協力し、地域の賑わいづくりに取り組みます。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想（骨子）

◆全体を5つの章立てで構成

第1章 開催基本構想の策定の趣旨・目的

奈良県が目指す大会の姿を明らかにし、大会準備委員会を構成する市町村及び県、競技団体、関係団体・機関など**様々な主体が連携協力して大会開催及び開催準備に取り組み指針**として示す旨を記述

第2章 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

両大会の目的、歴史的変遷、実施競技について記述

第3章 奈良県のスポーツを取り巻く現状と大会開催の意義

第1節 奈良県のスポーツを取り巻く現状

（盛り込む要素）

- ・ 人口減少、少子高齢化の影響（スポーツ人口の減少）
- ・ スポーツ施設の老朽化
- ・ 国民スポーツ大会への関心や認知度の低さ
- ・ 国スポの都道府県持ち回り開催が3巡目を控えて見直し気運の高まり

第2節 奈良県における大会開催の意義

（盛り込む要素）

- スポーツ活動の基盤強化
 - ・ 人口減少に対応し、県と市町村、競技団体などが協力してスポーツをする人、見る人、支える人を育成
 - ・ 大会ボランティアや競技役員の養成を進め、競技を支える人材を確保
- スポーツ環境の整備
 - ・ 老朽化した施設の改修や機能向上、ユニバーサルデザインの推進
- スポーツに対する理解と関心の深化
 - ・ 大会参加を通じてスポーツへの関心を高める。
 - ・ 障害の有無や年齢などに関係なく、スポーツの楽しさや喜びを感じることで、共生社会の実現に貢献
- 地域の活性化
 - ・ 大会や関連イベントによる地域の交流とにぎわい、新たな活力の創出
 - ・ 関係者が連携し、協力して大会を成功に導き、地域社会の成長に寄与

第4章 開催基本方針

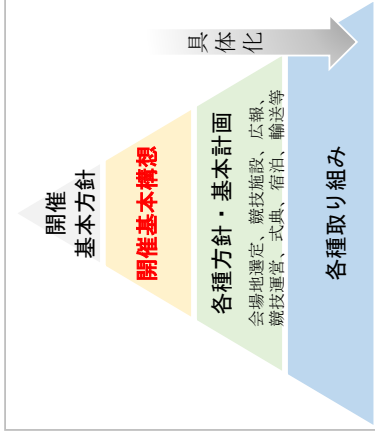
第1回総会（令和3年11月24日）に決定した基本方針と実施目標を記述

1 基本方針（抜粋）

大会開催を契機として、競技スポーツや地域スポーツの推進を図るとともに、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組みます。これらの取り組みを通じて、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「活き活きと安心して健やかに暮らせる長寿社会の奈良県」の実現を目指します。

2 実施目標（抜粋）

- （1）スポーツを支える仕組みづくり
- （2）県民に夢と感動を届ける競技スポーツの推進
- （3）だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進
- （4）奈良県の魅力を全国に発信



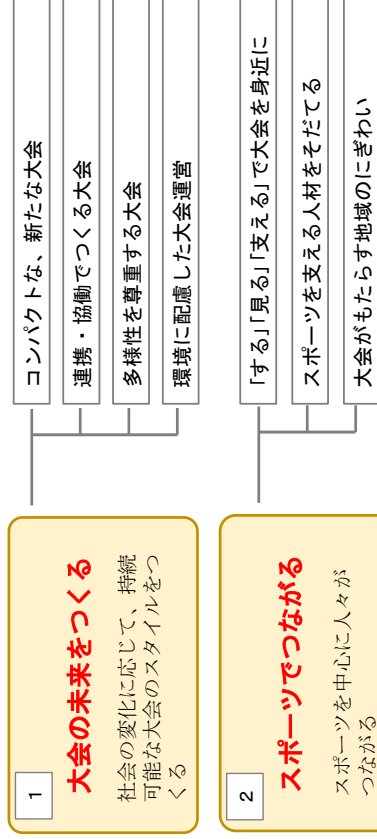
◆開催基本方針の実施目標を実現するための主な取り組みを第5章に記述

第5章 奈良県が目指す大会の姿と具体的な取り組み

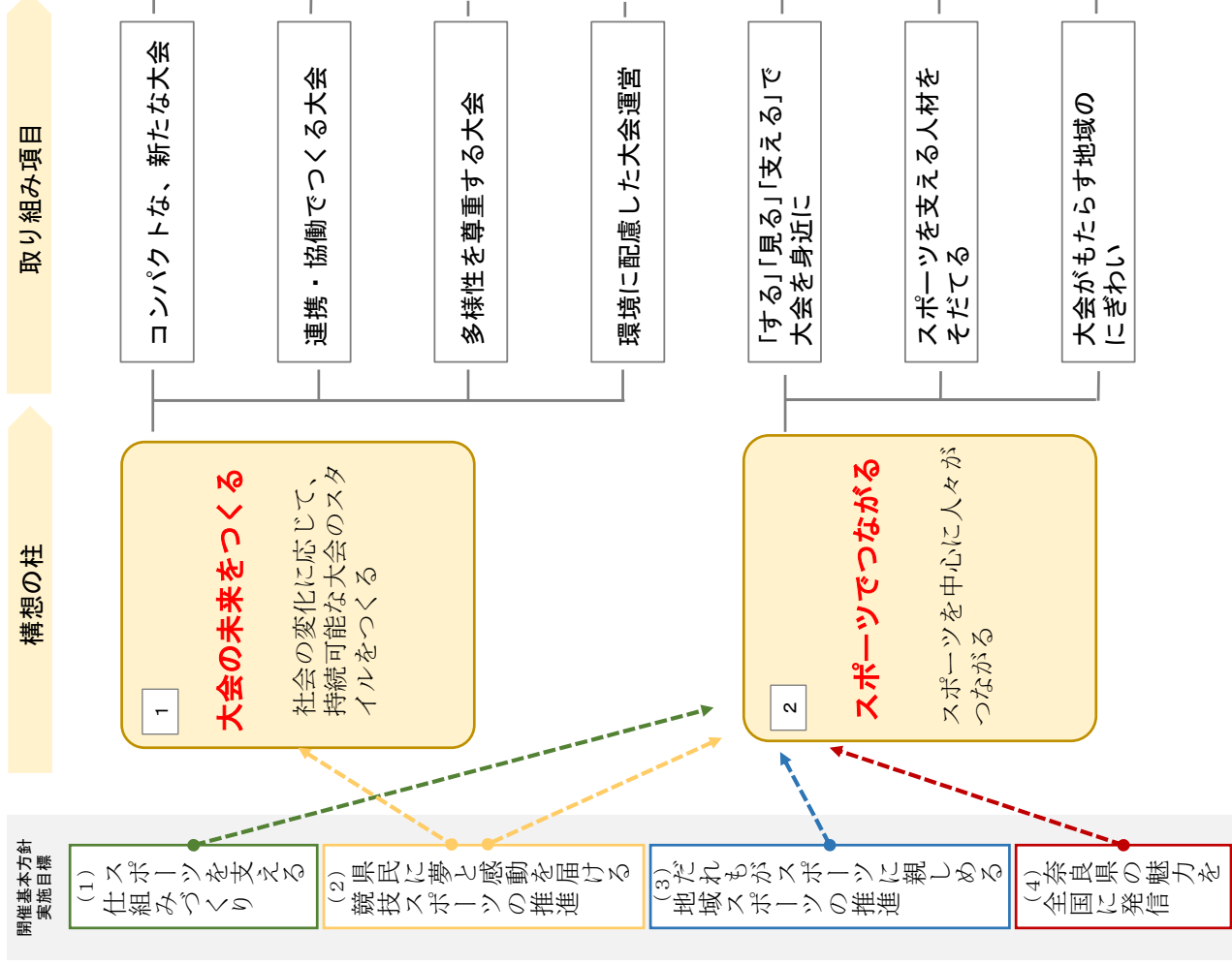
第3章で記した、本県で大会を開催する意義を踏まえ、第4章の開催基本方針に基づき、次の2つの大きな柱により様々な取り組みを進める。

（大会の姿）

（取り組み項目）



◆開催基方針の実施目標と構想の柱との関係 / 基本構想の体系案



◆本骨子を大会準備委員会に提示し、具体的な取り組みを肉付け

具体的な取り組み例

- ・開・閉会式の全体時間を短縮することで参加選手のコネクションに配慮する等、**新しい大会運営の方法を模索**し、全体の質を維持しつつ満足度の高い大会を目指します。
- ・**既存の施設を最大限活用**し、整備・改修が必要な場合でも将来にわたって施設が果たす役割と財政負担とのバランスを考慮した施設整備を推進します。
- ・すべての市町村及び県、競技団体、関係団体・機関などの**様々な主体が連携協力して大会に関わり、大会の成功に貢献**します。
- ・県内の既存施設の活用や仮設での対応が難しい競技については、県外施設での競技開催に向けて他府県と連携を図ります。
- ・広域での競技役員等の派遣応援により、技術と知識の質を維持した競技運営を行います。
- ・国スポ・全スポ共通の方針や計画等を策定するなど、**国スポ・全スポ両大会の開催準備や運営を一体的に進め**ます。
- ・**ユニバーサルデザインの観点に立った大会づくり**を目指します。
- ・全スポ大会を契機に**障害者スポーツへの理解を促進**するとともに、障害のある人がスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。
- ・2050年に二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「2050年カーボンニュートラル」の取り組みを踏まえ、資源を無駄にしない物品調達や「3R」（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組み等を推進し、**環境への負荷を最小限に抑えた大会運営**を行います。
- ・スポーツの楽しさや喜び、実施競技の魅力を多くの人に伝えることで、大会への関心と**競技への理解を深め、大会での応援**につなげます。
- ・大会の開・閉会式や各競技会の運営を支える**ボランティアの募集・養成**を行います。
- ・障がいの有無や年齢などにかかわらず、気軽にスポーツを体験できる機会をつくります。
- ・多様な主体と連携した**次世代アスリートの発掘や育成、強化支援**を推進します。
- ・指導者や競技役員等の競技を支える人材の確保と養成を促進します。
- ・**各地で実施された競技がそれぞれの地域に定着**することにより、活力ある地域づくりにつなげます。
- ・**奈良県のプロスポーツチームと連携して大会を盛り上げる**ことで、地域とチームとの一体感をはぐくみます。
- ・**大会に訪れる人々に対し奈良県の魅力を発信**し、大会後の再訪につなげることで地域経済を活性化します。

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 広報基本計画（案）

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に向けて、大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を実施する。

1. 愛称・スローガン、マスコットキャラクターによる広報

…大会の認知度や親しみやすさを高める。

- （1）愛称・スローガンの活用
- （2）マスコットキャラクターの活用

2. 多様なメディアによる広報

…SNSを含む多様なメディアで迅速かつ効果的な広報を展開する。

- （1）ホームページ、SNS等の活用
- （2）プレスリリースを用いたパブリシティの展開
- （3）新聞、ラジオ、テレビ等の活用による広告・宣伝

3. 各種広報物による広報

…広報物を活用し必要な情報を広く伝える。

- （1）広報グッズ、大会ガイドブック等の作成
- （2）県・市町村、関係機関・団体等刊行物（広報誌等）の活用

4. イベントによる広報

…大会開催までの節目イベントで大会のアピールと盛り上げを行う。

- （1）開催内定イベント、開催決定イベント、開催 1 年前イベント等の開催
- （2）各種イベントと連携したPR活動

5. 参加章等の作成

…大会参加を記念する参加章等で参加者の満足度を高める。

- （1）参加章、記念章の作成
- （2）記念グッズ等の作成

6. 大会記録集等の制作

…大会を映像等に記録する。

- （1）大会記録集の制作
- （2）大会記録映像の制作

7. その他

その他、大会広報基本方針に基づく必要な広報を実施

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
愛称・スローガンについて（案）

1. 制定の方針

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会を象徴し、広く県民に愛される愛称及びスローガンを公募し、制定する。

2. 公募の概要

（1）募集内容

① 愛称

- ・ 親しみやすく呼びやすい、奈良県らしさあふれる言葉で表現された、令和 13（2031）年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の名前・呼び名

② スローガン

- ・ 奈良県で開催する大会の趣旨や目的、大会に向けた思いを印象づける言葉・キャッチコピー

（2）募集期間

令和 7 年度夏頃（60 日間程度）

3. 審査及び決定

- ・ 広報・県民運動専門委員会に応募作品を審査する「愛称・スローガン選定部会」を設置（令和 7 年度夏頃）
- ・ 選定部会の審査を経て、広報・県民運動専門委員会が採用作品を決定、常任委員会に愛称及びスローガンを報告（令和 7 年度冬頃）

4. 愛称・スローガンの活用

- ・ 愛称・スローガンのロゴデザインを作成（令和 8 年度上半期）
- ・ 作成後、大会周知や機運醸成のため幅広く活用

先催県における愛称・スローガン選定状況

開催県		R 6 年 (2024年) 佐賀県	R 7 年 (2025年) 滋賀県	R 8 年 (2026年) 青森県	R 9 年 (2027年) 宮崎県
方法		公募	公募	公募	公募
募集期間		H30. 9. 15～H30. 10. 31 〈6 年前〉	H30. 9. 20～H30. 11. 12 〈7 年前〉	H30. 12. 10～H31. 1. 25 〈8 年前〉	R1. 8. 12～R1. 9. 30 〈8 年前〉
愛称	作品		わたSHIGA輝く国スポ・障スポ	青の煌めきあもり国スポ・障スポ	日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
	応募総数	1,254点	10,601点	7,147点	5,451点
	趣旨等	名称が国民スポーツ大会に変わり、佐賀大会がスポーツ大会として初めての本大会になるため、『スポーツだからできること』にスポットを当てた、『新しい大会』を目指す。	選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指す。	青い空、青い海や湖、青い山並など美しく自然に恵まれた青森県で、国スポに参加するすべての人々が、交流を深め、感動を創出し、いききと煌めくような大会を目指す。	宮崎県の温暖な気候、温かい県民性を「ひなた」と表現し、大会に参加する選手たちの「ひなた」のような輝きによって、全国に元氣・勇氣・感動を広げる大会を目指す。
スローガン	作品	新しい大会へ。 すべての人に、スポーツのチカラを。	湖国の感動 未来へつなぐ	翔ける未来へ縄文の風に乗って	紡ぐ感動 神話となれ
	応募総数	1,254点 ※愛称・スローガン一体応募	10,209点	7,079点	5,287点
	趣旨等	新しく生まれ変わるスポーツ大会に相応しいデザインをイメージし、シンプルかつ率直に伝わるデザイン。	「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めている。	縄文時代の遺跡が数多く存在する青森から、新たな歴史と感動を全国に向けて発信し、未来につなげていきたいという願いを込めている。	大会を通して生まれる絆や感動が、「神話」のように語り継がれる大会になってほしいという思いを込めている。

開催県		R 10 年 (2028年) 長野県	R 11 年 (2029年) 群馬県	R 12 年 (2030年) 島根県	S 59 年 (1984年) 奈良県
方法		公募	公募	公募	公募
募集期間		R3. 8. 27～R3. 10. 12 〈7 年前〉	R4. 11. 1～R4. 12. 4 〈7 年前〉	R3. 11. 1～R4. 1. 11 〈9 年前〉	S55. 10. 10～S55. 11. 10
愛称	作品	信州やまなみ国スポ・全障スポ	湯けむり国スポ・全スポぐんま	島根がみあり国スポ・全スポ	
	応募総数	2,070点	2,622点	3,704点	国民体育大会 わかくさ国体
	趣旨等	大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指す。	上昇を続ける「湯けむり」に上昇・飛躍する群馬県を重ね、「湯けむり」のように湧き上がる創造力とエネルギーで県民一丸となって『群馬らしさ』のある大会を目指す。	島根を代表する出雲大社には毎年多くの神々が集まり、島根では神無月のことを神在月と呼ぶ。島根で開催される国スポ・障スポのイメージに一致する。	全国身体障害者スポーツ大会 わかくさ大会
スローガン	作品	行こう。それぞれの頂へ。		自分を超えろ、神話をつくれ	
	応募総数	2,134点	未決定	3,230点	国民体育大会 駆けよ大和路 はばたけ未来
	趣旨等	頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれの想いが想うゴールがある。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての人が、自分の想い描く頂を目指す様子をイメージ。		自分の限界に挑戦することの意義を島根の魅力（神話のまち）と合わせて表現。	全国身体障害者スポーツ大会 この力 伸ばそう 生かそう たくましく

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 マスコットキャラクターについて（案）

1. マスコットキャラクターの制作方針

全国的に知名度が高い、奈良県マスコットキャラクター「せんとかん」を起用

せんとかん

- ・ 2010 年に開催された平城遷都 1300 年祭をアピールするため、2008 年に誕生
- ・ 2011 年からは、奈良県マスコットキャラクターとして日本国内外において奈良を PR



©NARA pref.

奈せ第 24-58 号

2. デザインの制作と決定

- ・ 「国民スポーツ大会」「全国障害者スポーツ大会」を象徴するデザインを各 1 点
- ・ 「国民スポーツ大会」「全国障害者スポーツ大会」「2031」を想起させるデザインを著作者に依頼

デザイン条件（案）

国民スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会
「2031」と記載されたスポーツユニフォームを着用	国民スポーツ大会のデザインを踏襲しつつ、障害者スポーツの要素を付与
具体的なデザインイメージ： スポーツユニフォームを着用し、正面に向かって走るデザイン	具体的なデザインイメージ： 国民スポーツ大会のデザインと同様のスポーツユニフォームを着用し、車椅子を利用するデザイン

- ・ 広報・県民運動専門委員会でデザイン案を承認し、常任委員会にマスコットキャラクターを報告（令和 7 年度夏頃）

3. マスコットキャラクターの活用

- ・ 常任委員会に報告後、大会周知や機運醸成のため幅広く活用

参考

先催県における大会マスコットキャラクターの制作状況

開催年 (開催都道府県)	県マスコットキャラクター	大会仕様デザイン
令和7年 (滋賀県)	○キャプフィー 「スポレク2008」のマスコットキャラクターとして平成19年に誕生。 	
令和8年 (青森県)	○アップリート君 平成19年度に開催された第20回全国スポーツ・レクリエーション祭『スポレクあおもり2007』のマスコットキャラクターとして、公募により誕生。 	
令和9年 (宮崎県)	○みやざき犬 平成23年に県のシンボルキャラクターとして公募により誕生。 	
令和10年 (長野県)	○アルクマ 平成21年JRグループ信州デスティネーションキャンペーン(県・自治体・観光事業者が連携した大型観光キャンペーン)のキャラクターとして誕生。 	
令和11年 (群馬県)	○ぐんまちゃん 知的障害者スポーツ大会「ゆうあいピック群馬大会」を機に平成6年に誕生。 	
令和12年 (島根県)	○しまねっこ 平成22年1月に島根県観光連盟のマスコットキャラクターとして公募により誕生。 	

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

第 1 回広報・県民運動専門委員会

参 考 資 料

令和 6 年 1 1 月 1 2 日（火）

奈良県コンベンションセンター 206 会議室

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を奈良県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村の選定に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第 2 章 組織

(構成)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 10 名以内
- (3) 常任委員 60 名以内
- (4) 監 事 3 名以内

(役員の選任)

第6条 準備委員会の会長は、奈良県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催の基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

この会則は、準備委員会設立の日（令和3年11月24日）から施行する。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会 委員構成
(令和6年8月7日現在)

○副会長(9名)／常任委員(54名)／委員

会 長	奈良県知事
-----	-------

行政(64名)

- 奈良県副知事(3)
奈良県各部長(15)、東京事務所長・水道局長
奈良県警察本部長
- 奈良県市長会会長
- 奈良県町村会会長
各市町村長(37※会長別掲)
国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局長
国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長
自衛隊奈良地方協力本部長

教育(25名)

- 奈良県教育委員会教育長
奈良県都市教育長協議会会長
奈良県町村教育長会会長
奈良県高等学校長協会会長
奈良県中学校長会会長
奈良県小学校長会会長
奈良県特別支援学校長会会長
奈良県私立中学高等学校連合会会長
奈良県専修学校各種学校連合会会長
奈良県国公立幼稚園・こども園長会会長
奈良県私立幼稚園連合会会長
国立大学学長(3、教育大・女子大・先端大)
県立大学学長(2、県立大・県立医大)
県内私立大学学長(9)
畿央大・帝塚山大・天理大・奈良大・奈良学園大・近畿大・
奈良芸術短大・奈良佐保短大・白鳳短大

議会(10名)

- 奈良県議会議長
奈良県議会副議長
奈良県議会常任委員会委員長(5)
(総務警察・厚生・経済労働・建設・文教くらし)
奈良県議会少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策
特別委員会委員長
奈良県市議会議長会会長
奈良県町村議会議長会会長

スポーツ(64名)

- (公財)奈良県スポーツ協会会長
- 奈良県障害者スポーツ協会会長
(公財)奈良県スポーツ協会副会長(4)
奈良県レクリエーション協会会長
奈良県スポーツ推進委員協議会会長
奈良県スポーツ推進審議会会長
奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長
奈良県高等学校体育連盟会会長
奈良県中学校体育連盟会会長
奈良県小学校体育研究会会長
(一財)奈良県高等学校野球連盟会会長
奈良県スポーツ少年団本部長
各競技団体の長(41)
各生涯スポーツ競技団体の長(8)

経済・産業(11名)

- 奈良県商工会議所連合会会長
奈良県商工会連合会会長
奈良県中小企業団体中央会会長
(一社)奈良県経済産業協会会長
奈良県経済同友会代表幹事
(一社)奈良県銀行協会会長
奈良県信用金庫協会会長
奈良県農業協同組合中央会代表理事会長
奈良県森林組合連合会会長
奈良県漁業協同組合連合会会長
(一社)奈良県建設業協会会長

運輸・交通(6名)

- (公社)奈良県バス協会会長
(一社)奈良県タクシー協会会長
(公社)奈良県トラック協会会長
西日本旅客鉄道(株)常務理事近畿統括本部大阪支社長
近畿日本鉄道(株)取締役常務執行役員鉄道本部大阪統括部長
西日本高速道路(株)執行役員・関西支社長

宿泊・観光(6名)

- (一財)奈良県ビクターズビューロー理事長
(一社)全国旅行業協会奈良県支部長
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合理事長
(公社)奈良県食品衛生協会会長
(公社)奈良県栄養士会会長
(一社)奈良県調理師連合会会長

医療・福祉(7名)

- (一社)奈良県医師会会長
(福)奈良県社会福祉協議会会長
(一社)奈良県歯科医師会会長
(一社)奈良県薬剤師会会長
(一社)奈良県病院協会会長
(公社)奈良県看護協会会長
日本赤十字社奈良県支部長

警備・消防(3名)

- (公財)奈良県消防協会会長
(公財)奈良県防犯協会会長
(一財)奈良県交通安全協会会長

社会団体(8名)

- (公社)日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会会長
奈良県地域婦人団体連絡協議会会長
日本ボーイスカウト奈良県連盟長
(一社)ガールスカウト奈良県連盟長
奈良県子ども会連合会会長
(一財)奈良県老人クラブ連合会会長
奈良県公民館連絡協議会会長
奈良県ボランティア連絡協議会会長

委員 204名

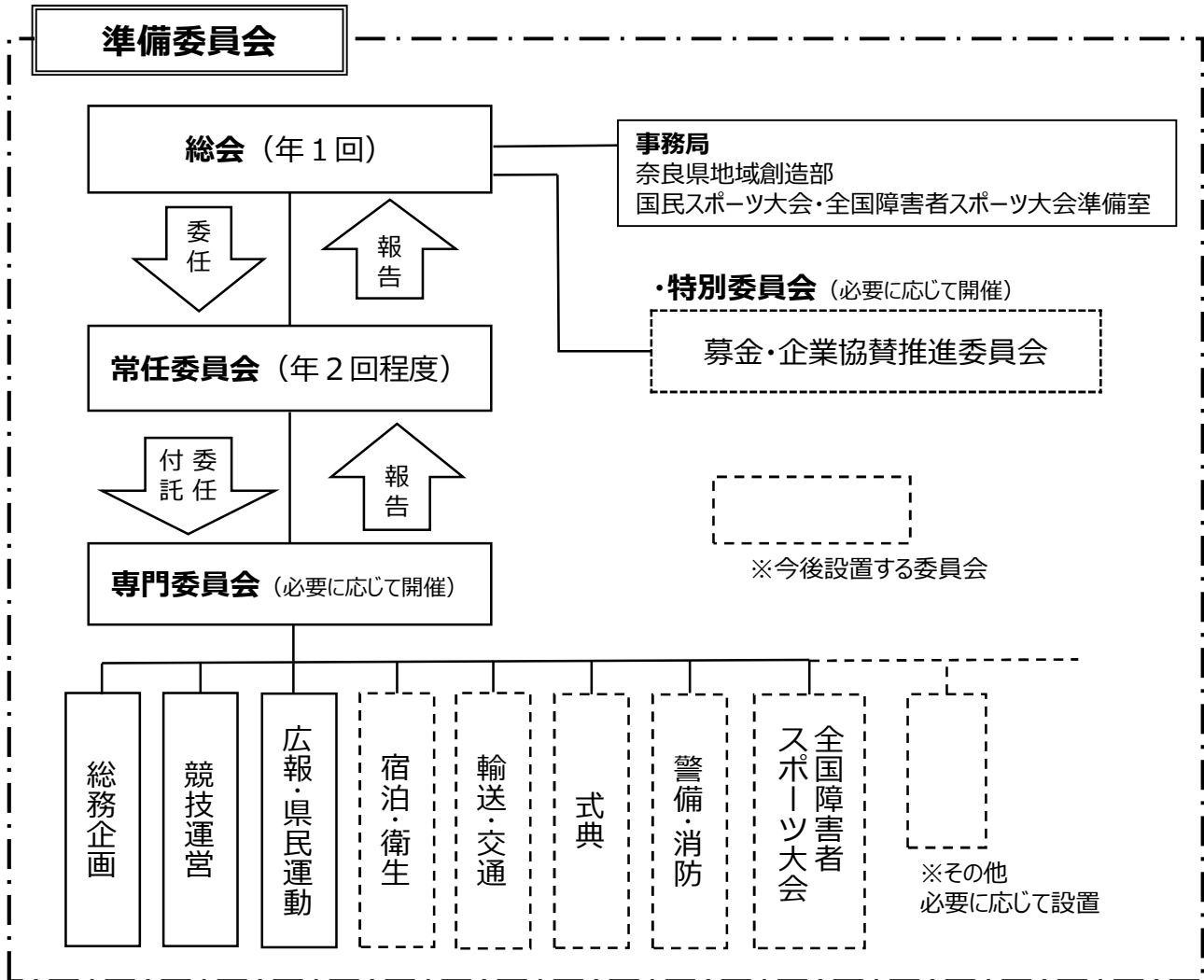
顧 問	奈良県選出国會議員(7名)	計 7名
-----	---------------	------

参 与	奈良県議會議員(34名)、奈良県教育委員会委員(5名)、報道関係各社代表(10名)	計49名
-----	---	------

監 事	奈良県会計管理者、奈良県市長会・奈良県町村会事務局長	計 2名
-----	----------------------------	------

総数 262名

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会組織図（令和6年11月12日現在）



- 総 会**
- ・大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関
 - ・開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
- 常任委員会**
- ・実質的な施策の審議・決定を行う機関（専門委員会の設置及び委任・付託事項の審議決定）
 - ・総会から委任された事項（開催基本計画、会場地・実施予定競技の選定等）の審議決定
- 専門委員会**
- ・分野ごとに常任委員会から委任・付託された事項（専門的な施策）を審議・調査（必要に応じて設置。名称についても変更の場合あり）
 - 総務企画・・・ 総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等
 - 競技運営・・・ 大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等
 - 広報・県民運動・・・ 広報基本方針、愛称・スローガン、マスコット等の制定等
 - 宿泊・衛生・・・ 宿泊・配宿、食事・弁当、医療救護対策等
 - 輸送・交通・・・ 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等
 - 式典・・・ 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等
 - 警備・消防・・・ 開・閉会式、競技会場の警備、大会期間中の消防防災対策等
 - 全国障害者スポーツ大会・・・ 大会の開催準備
- 募金・企業協賛推進委員会（特別委員会）**・・・ 募金・企業協賛の推進に関する事項

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会には必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 1 月 2 4 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 6 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 3 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 7 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 総合開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。
広報・県民運動	1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。	1 広報の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他広報及び県民運動に係る事項に関すること。

宿泊・衛生	1 宿泊の基本的事項に関する こと。 2 医事・衛生の基本的事項に 関すること。 3 その他宿泊および医事・衛生 に係る重要な事項に関するこ と。	1 宿泊業務に関すること。 2 食事等に関すること。 3 医療救護及び防疫に関するこ と。 4 食品衛生及び環境衛生に関す ること。 5 馬事衛生に関すること。 6 その他宿泊及び医事・衛生に 関すること。
輸送・交通	1 輸送及び交通の基本的事項 に関すること。 2 その他輸送・交通に係る重要 な事項に関すること。	1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関するこ と。 3 競技会場地の輸送に関するこ と。 4 その他輸送・交通に関するこ と。

* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

* 委任事項：委任された事項を決議すること。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画（第2次）

令和6（2024）年8月7日
第4回常任委員会 決定

項目	内容	年度	2021年度 令和3年度 10年前(三重)	2022年度 令和4年度 9年前(栃木)	2023年度 令和5年度 8年前(鹿児島)	2024年度 令和6年度 7年前(佐賀)	2025年度 令和7年度 6年前(滋賀)	2026年度 令和8年度 5年前(青森)	2027年度 令和9年度 4年前(宮崎)	2028年度 令和10年度 3年前(長野)	2029年度 令和11年度 2年前(群馬)	2030年度 令和12年度 前年(島根)	2031年度 令和13年度 開催年度
開催手続			開催内々定 (R3.1)				・中央競技団体視察 ・県議会開催決議 (開催申請書)	・開催申請書提出		・日スポ協・文科省 総合視察		・中央競技団体視察	
組 織 (設置時期等)			準備委員会 ・総会 ・常任委員会 ・専門委員会 総務企画専門委員会 競技運営専門委員会				広報・県民運動 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典専門委員会	警備・消防専門委員会 募金・協賛推進委員会 全スポ専門委員会	実行委員会 に改組 県外開催競技 運営委員会設置 馬事衛生部会設置	県外開催競技 事務所設置		県大会 実施本部
市町村				両大会への参画のあり方検討					市町村準備委員会(任意設置)	市町村 実行委員会設置			市町村競技会 実施本部
総務企画	全体		開催基本方針			開催基本構想検討・策定			県外開催競技会 開催基本方針				
			県・会場地市町村の業務分担・経費負担 基本方針及び細目										
	会場地選定		会場地市町村選定 基本方針・基準			会場地市町村選定(国スポ正式競技・特別競技・全スポ個人・団体)			市町村実施競技検討・決定 (国スポ・デモスポ、全スポオープン)	大会決定時に デモスポ申請			
						開閉会式会場検討・決定							
						競技会場地市町村選定(国スポ公開競技)							
	競技施設等		競技施設整備 基本方針	競技施設基準策定	競技施設整備基本計画				会場施設整備(競技会場)				
							施設整備補助要綱制定						
	情報通信								情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの整備、関係機関調整等		会場管理本部
	文化プログラム									文化プログラム基本方針・実施要領	文化プログラム募集	文化プログラム実施	
競技運営	競技運営		競技役員等編成・養成 基本方針・基本計画	審判員・要資格 運営員養成計画 実施競技選択基本方針 競技運営基本方針		公開競技実施基本方針 デモスポ実施基本方針			リハ大会開催基準要項	競技会・リハ大会開催経費調査		競技役員等編成 記録業務基本計画	総合・競技別プログラム 総監督者会議 記録本部
										記録業務基本方針	記録業務基本計画	記録業務運営要領	
	競技用具					競技用具整備基本方針	競技用具整備要項		競技用具整備計画・競技用具整備の推進				
広報・県民 運動	広報						大会愛称・スローガン、マスコットキャラクター等検討・決定			開催決定イベント		開催1年前イベント	報道本部 全国報道者会議
	県民運動						広報基本方針 広報基本計画			広報活動の推進・奈良県の魅力発信			
宿泊・衛生	宿泊						宿泊基礎調査 宿泊基本方針	宿泊基本計画		宿泊準備の推進(総合配宿計画、広域配宿等)		宿泊料金決定 標準献立普及実施要領	宿泊要項 講習会の実施等
										標準献立作成方針			
	医事・衛生						医事衛生基本方針	医事衛生基本計画		各種要項(医療救護、防疫、食品衛生、環境衛生、馬事衛生)			救護本部 馬事衛生対策本部
輸送・交通							輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画 輸送・交通基礎調査	会場地市町村 輸送・交通業務指針 輸送・交通総合調査	開閉会式 輸送基本計画 輸送実施計画(全国、総合開閉会式)、競技会輸送計画、駐車場管理、交通規制計画	輸送・交通要項→JSPO承認		輸送本部
式典			【第2次計画 改訂内容】(修正項目:赤枠) ・現時点の進捗状況および今後見込みに応じて、スケジュールを修正					式典基本方針	式典基本構想	式典基本計画 部会設置 (運営、演技、音楽)	式典実施計画	式典実施要項	式典本部
警備・消防			・年度ごとの実施事項が明確になるよう、項目の追加や細分化						警備・消防防災基本方針・基本計画		会場地・開閉会式警備・消防防災業務実施計画		警備・消防防災本部
募金・協賛									募金企業協賛推進基本方針		募金・企業協賛活動の推進		

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会